

平成23年度版

環境白書

概要版

静岡県

ご あ い さ つ



地球温暖化の進行や資源の枯渇など、地球規模の環境問題に対応するためには、“もったいない”の精神や自然への畏敬の念といった日本人ならではの資質を大切に、改めて先達から引き継がれてきた伝統と文化に学び、環境に配慮した行動を継続する生活様式に変えていかなければなりません。

この行動が「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の三つの社会づくりを一層推進する源になることから、平成23年3月に策定した第3次静岡県環境基本計画では、“ライフスタイル、ビジネススタイルの変革”の必要性を訴えています。

この新しい環境基本計画のスタートの年であった平成23年度は、東日本大震災の影響を受けて、一極集中型のエネルギー体系から分散自立型エネルギー体系への移行に力を注いだ年となりました。県では、住宅用太陽光発電設備の導入助成制度の創設、県有施設への自然エネルギーの率先導入、電力需給逼迫に対応するための家庭向け・企業向け節電セミナーの開催などに取り組みました。また、有識者の方々に自然エネルギーの利用の在り方や電気や熱の融通のための仕組みづくりなどについて御検討いただき、その成果については、自然エネルギーをまちづくりに活用する市町の取組への支援など平成24年度の施策に反映しています。

東日本大震災によりライフスタイルやビジネススタイルの見直しを余儀なくされたことで、既に家庭や職場において、可能なことから環境に配慮した取組を実践していただいているところです。皆様には、「知っている」だけでなく「行動する」主体として、引き続き環境に配慮した具体的な行動の実践・継続・拡大に御協力いただきますようお願いいたします。

この環境白書は、環境について皆様と共に考え、共に行動するための資料として、平成23年度に県が取り組んだ施策を掲載しています。

本書を通じて、皆様の環境に対する理解や関心を更に深めていただくとともに、この恵み豊かな環境を次世代に引き継ぐための行動を実践していただくきっかけとなれば幸いです。

平成24年10月

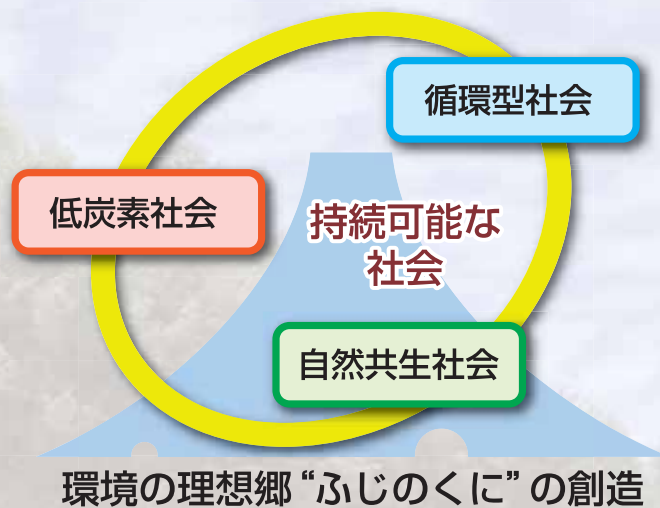
静岡県知事 **川勝平太**

〈表紙〉「秋麗」〔撮影者：深見 晃〕

NHK静岡放送局 平成23年度NHK富士山写真コンクール 入選作品

環境局の施策方針

「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」の構築をめざした施策を総合的に展開します。



目次

静岡県の実況と環境の現状と施策の実施状況

I	ライフスタイル、ビジネススタイルの変革	3
II	低炭素社会に向けた取組	5
III	循環型社会に向けた取組	7
IV	自然共生社会に向けた取組	9
	良好な生活環境の確保	11
	平成23年度の主なトピックス	13

静岡県の環境の現状と施策の実施状況

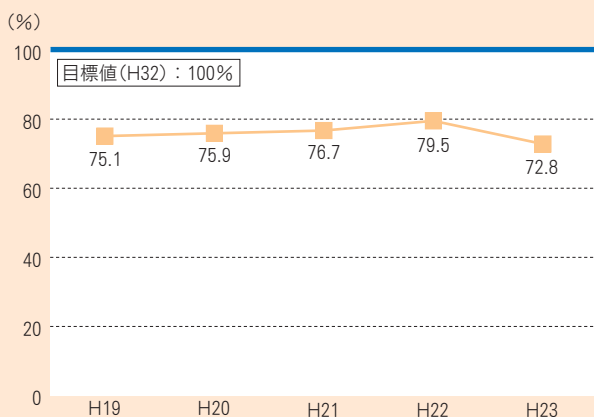
I ライフスタイル、ビジネススタイルの変革

現 状

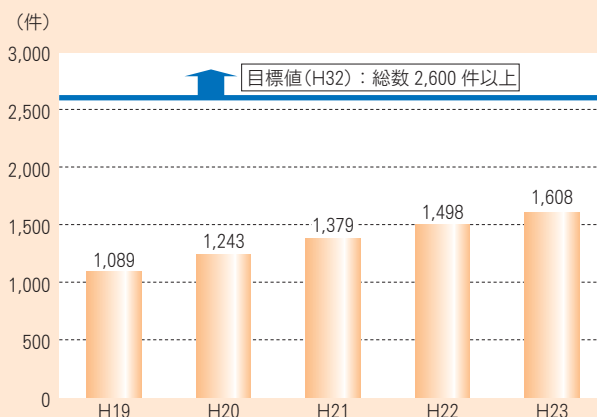
- 平成23年度の県政世論調査では、日頃から環境にやさしい行動や活動をしている県民の割合は、79.5%と、前年度の76.7%から2.8ポイント増加しました。平成23年度は、特に電力需給の逼迫が懸念されたことから、節電の必要性が大きく取り扱われました。節電行動をきっかけとして、節電以外の環境配慮行動にも広がるのが期待されます。
- 平成24年3月末現在で、「しずおか未来の森サポーター」企業は、81社となっており、着実に増加しています。これは、企業の在り方の一つの新しい形としての可能性を示しています。
- エコアクション21やISO14001を取得した事業所数は、平成24年3月末現在で1,608件となっています。特にエコアクション21の認証事業所数は、全国1位となっています。

<ライフスタイル、ビジネススタイルの変革：主な環境指標の動向>

環境にやさしい行動や活動をしている県民の割合



エコアクション21やISO14001取得事業所数



施策の展開

- 地域の環境保全活動や学校等において実施される環境教育・環境学習を支援するため環境学習指導員等を地域や学校の環境学習会等に派遣しています。平成23年度は、環境学習リーダーを167回、延べ440人を派遣し、6,349人が学習しました。
- 地域や学校、家庭などでの環境学習における要望に対して、環境保全活動に関する人材、活動場所、行政や関連団体の活動の支援策などの多様な情報について、最適な組み合わせを調整・提供していくため、地域の環境教育における推進体制の中核を担う人材として、18人の「静岡県環境学習コーディネーター」が環境教育・環境学習の様々な相談に対応しています。



環境学習指導員による環境学習会

- 平成18年度から「しずおか未来の森サポーター」の名称で、森づくり活動を行おうとする企業と森林所有者との仲介を行うなど、企業の森づくり活動への参加を促進するための制度を実施しています。

この制度は、県が土地所有者等との仲介役となって、森づくり活動を希望する企業に活動のフィールドを紹介、関係3者で協定を締結するもので、県は活動実績に対して貢献度の認定と表彰を行います。

平成24年3月末までに、27社と協定を締結しました。



企業の森づくり活動

- 通常用の用紙代に未利用木材を活用するための費用を上乗せした「間伐に寄与する紙」を環境意識の高い企業や団体などに購入してもらい、その費用により間伐材を搬出し森林資源の有効活用を図る「ふじのくに森の町内会」の取組が平成21年10月から製紙会社などの協力により始まり、平成24年3月末現在、54の企業や団体が参加しています。

- 環境マネジメントに取り組むことで、事業活動の見える化が図られ、企業の環境負荷への取組が進むことが期待されます。このため、県では、エコアクション21などの環境マネジメントシステムを普及させるため、セミナーやフォーラムを開催しました。なお、県では、エコアクション21、ISO14001の取組を、県生活環境の保全等に関する条例第10条の規定による工場・事業場の新設・増設の協議における優遇や、公共工事の総合評価落札方式における評価項目としています。

- 環境分野など県内中小企業が、製品化を目指して取り組む試作品の研究開発や実証試験を支援する「試作・実証試験助成」を実施しました。環境分野について39社から申請があり、16社に助成しました。なお、本助成では、平成22年度に助成した3社が水質浄化装置などの製品化に至っています。また産学官が連携して取り組む、太陽エネルギー等を活用した新技術・新製品等の研究開発を支援する「新エネルギー活用研究開発事業費助成」を創設し、県内中小企業5社に助成しました。

- 環境分野の製品開発を行う県内中小企業の情報を発信し、販路開拓を進めるため、展示会への出展を支援しました。首都圏で開催された「製造業・エネルギー対策展」では、県内企業5社が出展し、42件の商談が行われました。

また、環境関連技術の海外展開を支援するため、需要拡大が期待される中国環境市場をターゲットに、「環境ビジネスマッチング商談会」を中国浙江省杭州市で開催し、県内中小企業11社が参加し、40件の商談が行われました。



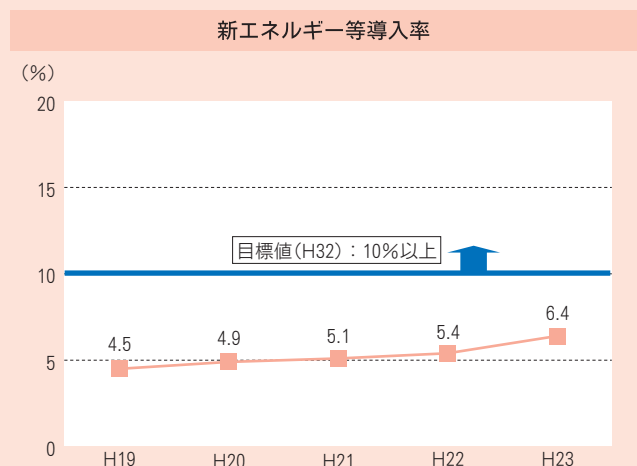
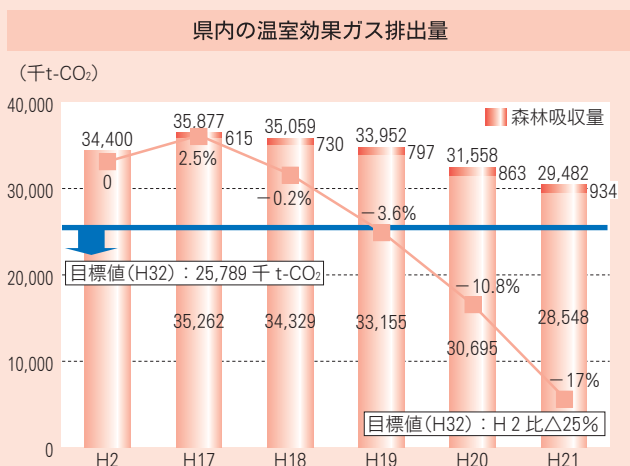
製造業・エネルギー対策展

II 低炭素社会に向けた取組

現 状

- 平成21年度における県内の温室効果ガスの排出量は、29,482千t（二酸化炭素換算）にのぼり、京都議定書の基準年度である平成2年度に比べ14.3%減少しています。また、森林吸収量を含めると28,548千tとなり、基準年度に比べ17.0%の減少となっています。なお、排出量の9割以上を占める二酸化炭素の排出量は平成2年度に比べると6%減少していますが、家庭部門での増加が顕著になっています。
- 平成23年度からは、平成22年度末に策定した「ふじのくに新エネルギー等導入倍増プラン」で設定した新エネルギー等の導入率の目標「平成32年度（2020年度）までに10%以上」を、前倒しで達成するよう取り組んでいます。
- 静岡県の森林面積は、約50万haで、県土の64%を占め、その内訳は民有林が40万9千ha、国有林が9万haです。森林は、木材等の林産物を供給するとともに、県土の保全や水資源のかん養、野生動植物の生息・生育空間の提供、二酸化炭素の吸収など、県民の生活に密接に関係した多面的機能を有しています。県では、二酸化炭素吸収源として認められる森林を確保するため、「静岡県森林吸収量確保推進計画」に基づき、効率的な森林整備を推進しています。

<低炭素社会に向けた取組：主要な環境指標の動向>



※H23からは「ふじのくに新エネルギー等導入倍増プラン」に基づく算定

施策の展開

- 地球温暖化防止活動の実践を各界各層に広げるため、平成23年度から県民運動「ふじのくにエコチャレンジ」を展開しています。家族、仲間同士、クラスなどのグループが行う、地球温暖化防止に向けたユニークな発想に基づく自発的な取組を募集・公表・表彰するエコチャレンジACTION事業には、1,135チーム123,125人が参加しました。「ふじのくにエコチャレンジ」全体では、約16万人が参加し、二酸化炭素換算で約5,000tの削減ができました。



「ふじのくにエコチャレンジ」表彰式

- 県と静岡県地球温暖化防止活動推進センターでは、地球温暖化防止に関する県民からの相談・照会・助言 5,218件への対応や、地球温暖化対策地域協議会及び自治会と連携し、242件の家庭の省エネ診断を実施しました。
 - 平成19年7月1日に施行した静岡県地球温暖化防止条例では、一定規模以上のエネルギーを消費する事業所等に対して、温室効果ガス排出削減の計画書及び報告書の提出を義務付けています。県はその概要を公表することで社会や市場での評価を通して、事業者の自主的・計画的な地球温暖化防止の取組を促進しています。
- 事業者から提出された平成22年度の温室効果ガス排出削減報告による総排出量は10,983千t（二酸化炭素換算）で、基準年度（平成2年度）に比べ2,794千t、20.3%の減少となりました。

- 県では、全国有数の日照条件に恵まれた本県の地域特性を活かし、太陽エネルギーを活かしたエネルギーの地産地消を進めています。
- 平成23年度は、家庭において導入しやすく、非常時の電源ともなり得る太陽光発電設備の導入を促進するための助成制度を設けました。
- また、率先導入として、小笠山総合運動公園をはじめとする8か所の県有施設に太陽光発電設備を導入しました。



県有施設への率先導入

- 走行中に二酸化炭素を排出しない、あるいは排出量が少ないEVやPHVを普及し、環境負荷の少ない自動車社会の構築に向けて、国の「EV・PHVタウン」の指定を受け、官民で構成する「ふじのくにEV・PHV普及協議会」等を中心に、本県の地域特性を活かしたEVやPHVの普及促進などに取り組んでいます。
- 巡航距離が短いことがEV普及の妨げになっていると言われていたことから、県では、富士山静岡空港など6か所に急速充電器を整備しました。



県庁本館前の急速充電器

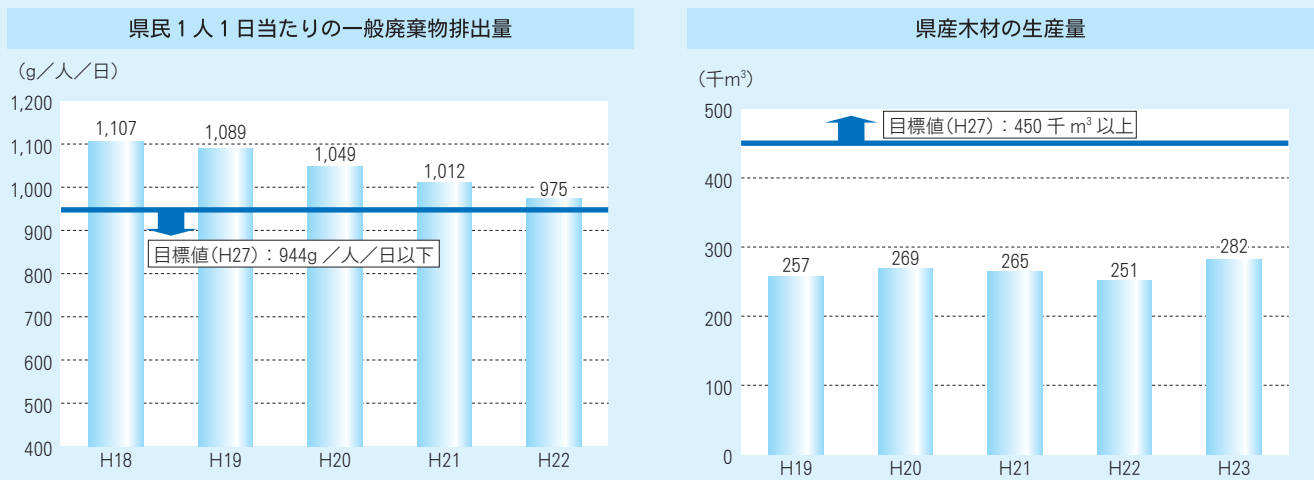
- 森林吸収源として認められる森林を確保するため、農林水産省が策定した「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」に基づき①効率的な森林整備の推進、②保安林の適正な管理・保全等の推進、③木材及び木質バイオマス利用の促進、④県民参加の森林づくり等の推進、⑤森林資源データの整備の5つの継続的な取組を推進しています。

Ⅲ 循環型社会に向けた取組

現 状

- 本県の平成22年度の一般廃棄物排出量は134万1千tで、これは県民1人1日当たり975gのごみを排出したことになり、前年度の1,012gから3.7%減少しました。
- 一方、平成22年度の産業廃棄物の排出量は、1,142万tで、前年度の1,123万tに比べて、1.6%増加しています。
- 本県の森林のうち、民有林（国有林以外の森林）の60%は人の手で植え、育てられた人工林で、この約8割は、木材として利用可能となる41年生を超えています。人工林から生み出される木材は、数少ない再生産可能な資源であることから、その循環利用が期待されていますが、その資源量に見合った十分な利用がされていません。
- 平成22年度の水の年間需要量は、約42.9億 m^3 で、昭和45年度の55.2億 m^3 から22.2%の減少となっていますが、しばしば渇水が発生する水系もあることから、引き続き水の大切さなどについて啓発していくことが必要です。

<循環型社会に向けた取組：主要な環境指標の動向>



施策の展開

- 第一次循環型社会形成計画（平成18年度～22年度）では、「まずは1割」ごみ削減」運動を展開し、計画の目標の一般廃棄物の排出量10%削減を達成しました。平成23年度からは一歩進めて「さらに1割」ごみ削減運動」を展開しています。
- 環境負荷の少ないライフスタイルを求める消費者と3Rや環境配慮につながる商品・サービスの提供に取り組んでいることを伝えたい小売、飲食店、ホテルなどの事業者とを結ぶ「ふじのくにエコショップ宣言制度」を平成23年にスタートさせました。訪問による新規登録店舗の拡大、ツイッターなど魅力あるホームページづくり、登録店舗の取組事例集の作成・配布などにより平成23年度末には561店舗まで登録が拡大しました。



エコショップマガジンと案内パンフレット

- 産業廃棄物の排出量を抑制するため、前年度の産業廃棄物発生量が1,000t以上、又は前年度の特別管理産業廃棄物発生量が50t以上の排出事業所に対して、廃棄物処理計画の策定を指導し、389事業所が計画を策定しました。
- 平成22年度から「静岡県リサイクル認定製品」を使用する工事を交通基盤部において試行実施しています。平成23年度は、土木・農林事務所発注の25工事を実施しました。土木、農林、建築・営繕の担当者を対象に制度・認定製品の説明、リサイクル認定製品を使用した工事現場の見学会を実施し、製品の理解を深め、活用の拡大に努めています。
- 産業廃棄物の適正処理を確保するため、違反者に対しては違反行為の是正を強く求めるとともに、悪質な排出事業者や処理業者に対しては行政処分を行っています。

- 需要に応じた計画的生産、山元還元を増やす低コスト生産、流通コストをカットする直送販売に取り組むビジネス林業の展開を図るため、公募により募った林業事業者6者と、林業への参画を目指す建設・造園業2者に対し、ビジネス林業のノウハウを取得し経営力を強化する研修等を行い支援しました。



優良木材の家

- 「しずおか優良木材」や県産材のJAS製品などを使用した住宅の新築、増改築を行う県民に対して、その住宅取得を支援しました（平成23年度573棟）。「しずおか優良木材」の主要な供給元となる「しずおか優良木材認定工場」は平成23年度末現在、29工場となっています。
- 年17,000㎡の県産材利用を目標とする「“ふじのくに”公共建築物等木使い推進プラン」を策定し、公共部門における県産材の利用拡大に全庁的に取り組んでいます。公共建築物における県産材利用が円滑に進むよう、設計者用の資料として「公共建築物における県産材利用の手引き」を作成しました。

- 水の大切さや健全な水循環の重要性について、県民各層の水に関する意識の高揚が必要であることから、水の週間（8月1日～7日）などの機会を捉えて、様々な啓発事業を行っています。特に、次代を担う子供を対象として、出前講座「水の教室」などの啓発事業を重点的に行っています。
- 地下水の適正な利用を図るため、地下水位観測調査を昭和43年に開始し、平成23年は県内13地域の158か所で実施しました。



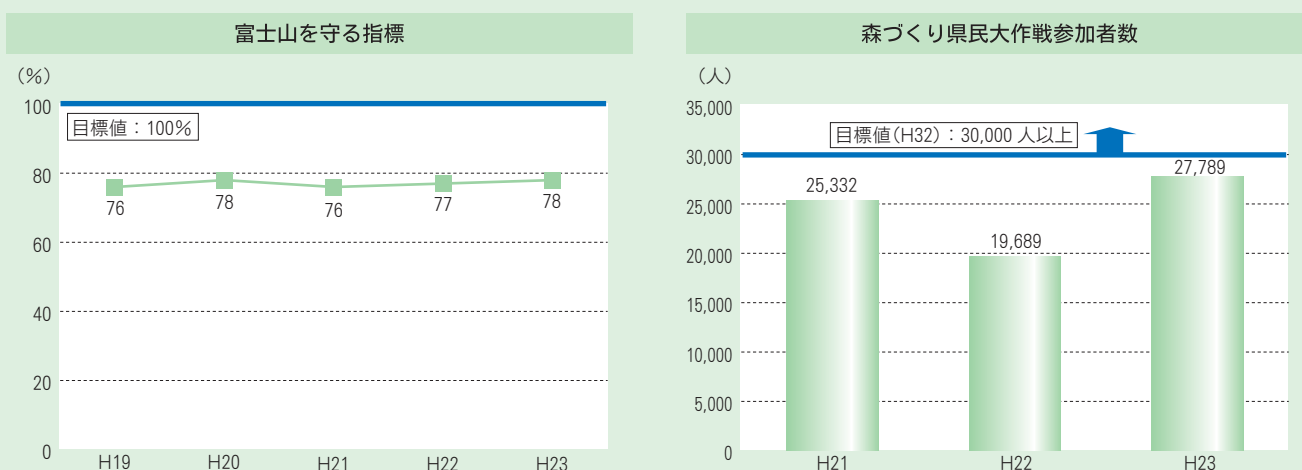
水の教室

IV 自然共生社会に向けた取組

現 状

- 本県は県土の約3分の2を森林が占め、南アルプスに代表される高山から駿河湾や遠州灘に流下する大小の河川や富士の湧水等、豊富で良質な水資源にも恵まれるなど、全国に誇ることができる自然環境を有しています。
- 富士山の平成23年夏の登山者数は約29.3万人でここ数年30万人前後で推移し、登山初心者や外国の方が多いため、保全意識の高揚等総合的で長期的な環境保全活動に努めています。
- 本県は、豊かな自然に恵まれ、全国でも有数の動植物相を誇り、哺乳類は47種、鳥類は390種、蘚苔類・藻類・地衣類は3,499種の生育が確認されています。
- 県内の陸域・淡水域に生育又は生息する動植物8分類群を対象とした調査結果では、確認された種の約1割に当たる1,048種は絶滅のおそれがあるとされています。
- 豊かな自然と身近に触れ合うことは、自然環境に対する意識と理解を高めるために最も有効な方法であることから、県民の森をはじめ、県立森林公園など7か所の自然ふれあい施設を設置しています。
- 里地・里山・里海には国土と生態系の保全、交流の場の形成などの多面的な機能がありますが、こうした機能を十分に発揮するためには、農林水産業の持続的な展開や農山漁村の維持・発展を図るなど、人間の継続的な関与が必要です。

<自然共生社会に向けた取組：主な環境指標の動向>



施策の展開

- 社会経済状況の変化により、森林所有者による整備が困難なために荒廃した森林のうち、本来、森林が持っている土砂災害の防止や水源かん養等の「森の力」を発揮させるために、緊急に整備が必要な森林について、静岡県もりづくり県民税条例（平成17年条例第88号）に基づく県民税超過課税を充当し、その再生のための森林整備を推進しています。
- 森林ボランティア団体が、森林整備の依頼を受けて活動する「森林支援隊」の自立促進に向けたネットワーク強化などに取り組んでいます。
- 企業が森づくり活動を支援する「しずおか未来の森サポーター」制度、紙を購入する人に間伐材搬出にかかる費用を負担してもらう「ふじのくに森の町内会」などを行っています。
- 富士山を後世に引き継ぐことを期する日として2月23日を「富士山の日」と定め、「ふじさんネットワーク」が子供たちの富士山への親しみや興味を喚起し、自然を守り大切にする心を育てるために作成した学習リーフレット「富士山からの挑戦状」を県内の全小学6年生に配布するなど、富士山とともに地域の自然環境を守る大切さを伝え、自発的な環境保全活動の実施を呼びかけています。
- 広域景観の形成を図るため、市町・住民等と連携して様々な取組を実施しています。富士山周辺地域につ

いては、富士箱根伊豆交流圏構想に基づく「国際観光地にふさわしい屋外広告物の取組」を推進し、富士宮市朝霧地区において屋外広告物の集合化を実施しています。

- 南アルプス地域の希少野生生物生息等実態調査の結果を踏まえて、ホテイラン、ホテイアツモリソウ、キバナノアツモリソウ、タカネマンテマ、キンロバイ（ハクロバイを含む。）及びオオサクラソウの6種類の高山植物を「指定希少野生動植物」として指定し、平成24年4月1日から採取や損傷などを禁止しました。



指定希少生物（ホテイアツモリソウ）

- 日本ジオパークネットワークの認定、その後の世界ジオパークネットワークの加盟を目指す伊豆半島ジオパーク推進協議会に対して支援を行い、貴重な美しい地質や地形を含めた自然遺産を保全するとともに、ジオツーリズムを通じて地球科学の普及や環境・防災教育を行い地域の持続的な発展を目指しています。



静岡県教育委員会主催高校生対象ジオツアー

- 「ふじのくに美農里プロジェクト」や「一社一村しずおか運動」など多様な主体の参画による農地等の保全活動を促進するとともに、県内35市町が参加する「ふじのくに美しく品格のある邑づくり連合」と協力して、地域の持続的発展に向けた活動を展開する「ふじのくに美しく品格のある邑」づくりを支援していきます。
- 地域の豊かな自然の恵みや伝統・文化を未来に継承していくため、農村環境資源の適切な保全を行うとともに、継続的な農業生産を目的とした「静岡県農村環境対策指針」を定め、里山などの人間活動の中で形成された二次的自然にある動植物の生息や生育に配慮して農山村空間の整備をしています。



美農里プロジェクト（農道舗装）

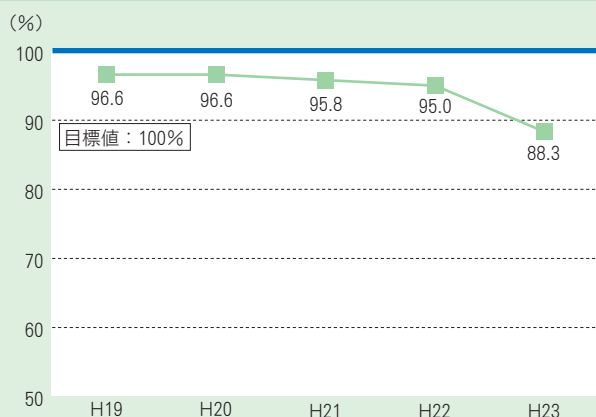
IV 自然共生社会に向けた取組（良好な生活環境の確保）

現 状

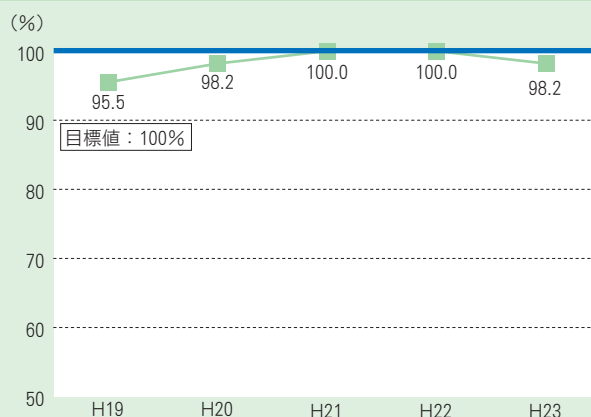
- 炊事、洗濯、風呂など日常生活に伴って排出される生活排水対策には、下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽等生活排水処理施設の整備が有効ですが、本県における汚水処理人口普及率（汚水処理人口／行政人口）は、平成22年度末において、全国35位で72.9%にとどまっており、全国の86.9%を下回っています。
- 平成23年度の生物化学的酸素要求量（BOD）及び化学的酸素要求量（COD）の環境基準の達成率は、河川については、近年98%で推移していますが、湖沼（2地点）については、達成が難しい状況にあり、海域については、近年は低下傾向にあります。
- 近年、企業の工場跡地の再開発や土地売買に伴う自主的な汚染調査の実施等により土壌汚染が顕在化し、平成23年度末での県内における土壌汚染の事例数は法対象外も含めて123件で、そのうち浄化対策が終了したものは77件でした。
- 平成23年度、一般環境大気測定局のすべてで、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素及び微小粒子状物質については環境基準を達成しましたが、浮遊粒子状物質は3測定局で、また光化学オキシダントについてはすべてで環境基準を達成しませんでした。
- 平成23年度、自動車騒音については、面的な評価を実施した結果、205,999戸中186,638戸（適合率90.6%）で環境基準を達成しました。
- うるおいのある豊かな生活環境を求める県民意識の高まりなどにより、緑化に対する関心も拡大していますが、平成23年度の県政世論調査では、「身近にある公園や歩道等の公共的施設の花や緑の量を十分だと思う県民の割合」は減少しています。

<自然共生社会に向けた取組：主な環境指標の動向>

水質汚濁に係る環境基準達成率



大気汚染に係る環境基準達成率



施策の展開

- 合併処理浄化槽は、設置者個人が管理責任を負うため、講習会等により周知を図り、保守点検、清掃、法定検査からなる適正な維持管理確保を図っています。



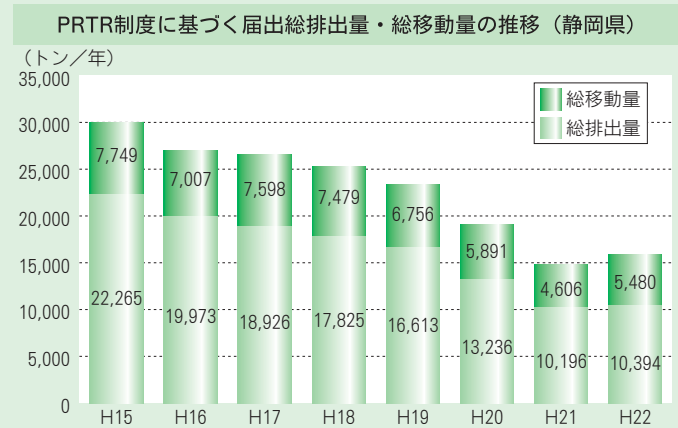
- 42河川・2湖沼・全前面海域について環境基準の類型を設定していますが、平成6年度から平成21年度までに18水域について上位類型に変更しました。
- 一般環境大気測定局59局と自動車排出ガス測定局10局での測定結果を基に環境基準の適否判定、緊急時の措置及び規制効果の評価を行い、大気汚染の未然防止に努めています。
- 有害化学物質の排出量等の情報を県民に積極的に提供することにより、事業者による自主的な削減を進めています。県は、PRTR制度に基づき届け出られたデータを分かりやすくまとめて、冊子や県ホームページで紹介しています。



海水の水質調査



自動車排出ガス測定局とPM2.5測定器



注) 四捨五入の関係で、合計が各項目の和と一致しないことがある

- 公共的空間の一体的な緑化を推進するため、平成23年度には14か所の公共的施設等に緑化を行いました。また、芝生を活用した都市緑化を促進するため、本県に適した緑化手法や管理手法などの検討を行いました。



公共空間の緑化

- 環境影響の大きな事業の実施に当たっては、環境影響評価を実施してより効果的な環境負荷の低減及び良好な環境の保全を図っています。県内では、現在、中央新幹線等多くの事業が計画されています。



建設予定地現地調査

平成23年度の主なトピックス

低炭素社会に向けた取組

まずは実践、“エコチャレンジ”

県では、地球温暖化防止活動の実践を各界各層に広げるため、地球温暖化防止活動推進センターや民間企業等と実行委員会を設立し、平成18年度から県民参加型の「STOP温暖化アクションキャンペーン」を展開してきました。平成23年度からは、削減効果が直接検証できる取組を拡充した、新たな県民運動「ふじのくにエコチャレンジ」を展開しています。

具体的には、家庭・学校・企業・団体・行政等が実施した地球温暖化防止の取組内容を報告し、ユニークな取組を表彰する「エコチャレンジACTION」、家庭や事業所で夏の節電・省エネに積極的に取り組んでもらうため、前年同月より電気やガスの使用量が減った場合に、抽選で賞品を進呈、また、ユニークなエコアイデアを表彰する「エコチャレンジBANK（節電・省エネコンテスト）」、小学生を対象として、省エネ講座の開催や自宅のエネルギー使用量把握等の体験学習を行う「エコチャレンジKIDs」、家庭を対象として、チェックリストを用いて一週間集中的に地球温暖化防止に取り組む「エコチャレンジDAYs」等を実施しました。その結果、平成23年度は合計159,256人の参加があり、約5,000トンのCO₂排出量が削減されました。

今後も、「ふじのくにエコチャレンジ」を活用して、より多くの県民の方に地球温暖化防止活動に取り組んでもらいたいと思います。



あなたもまずは実践！

循環型社会に向けた取組

「静岡県リサイクル認定製品」の公共工事での利用を拡大

平成17年度にスタートした静岡県リサイクル製品認定制度では、廃ガラスを原料とした軽量土、製鉄の際発生するスラグを骨材としたブロック、樹皮を原料としたグラウンド用の不朽性土壌基盤材、間伐材を利用した木製残存型柵や木製ガードレール、最近では、ペットボトルキャップを原料とした植木鉢や古紙を利用した再生強化包装紙などの日用品も増えており、環境にやさしい製品を幅広く認定しています。認定事業者は県内企業が多く、試行錯誤の末、独自の技術で開発した製品が多いのが特徴です。

これまでに認定した34製品のうち、23製品が土木・建築製品です。平成22年度から公共工事においてリサイクル認定製品を使用したモデル工事を始めています。平成22年度は19工事、平成23年度は25工事で利用しました。県では、土木・農林・建築の技術職員を対象にリサイクル認定製品の説明会や工事施工現場見学会を開催し、製品の理解を深めています。

《静岡県リサイクル製品認定制度ホームページ》

<http://www.pref.shizuoka.jp/kankyoku/ka-040/ippaikakari/risaikurunintei/top01.htm>



モデル工事（護岸工事）
認定製品（積みブロック）を使用



工事現場見学会
認定製品（木製残存型柵）を見学する技術職員

自然共生社会に向けた取組

希少野生動植物保護条例に基づく種の指定

県では、絶滅のおそれがある野生動植物を保護するため、「静岡県希少野生動植物保護条例」を平成22年8月に制定し、捕獲や採取等を禁止する規定を平成23年4月1日から施行しています。

平成16年3月発行の静岡県版レッドデータブックでは、調査対象とした県内に生息又は生育する約10,000種の野生動植物の5%にあたる543種が、絶滅のおそれがある種（絶滅危惧種）とされています。

これらの絶滅危惧種のうち、特に人為的な要因により絶滅のおそれがあり、保護する必要があるものについては、条例に基づく「指定希少野生動植物」に指定し、捕獲や採取などを禁止する措置を講じています。

平成23年度に、主に南アルプス地域に生育する6種類の高山植物を「指定希少野生動植物」として指定し、平成24年4月1日から採取や損傷を禁止しました。指定した種は、ホテイラン、ホテイアツモリソウ、キバナアツモリソウ、タカネマンテマ、キンロバイ（ハクロバイを含む。）及びオオサクラソウです。

今後は、希少野生動植物保護監視員を委嘱し、「指定希少野生動植物」の採取や損傷などを行っている者に対する監視・指導、生息地の監視、希少種保護のための普及啓発を行っていきます。

また、県内各地で順次実施している希少野生動植物の生息等実態調査結果を踏まえ、特に保護を図る必要がある種については、新たに「指定希少野生動植物」に指定し、保護に努めていきます。



ホテイラン

記録に綴る東日本大震災後の動き

東日本大震災は、日本中が暮らし方や事業活動の在り方について見つめ直す、大きなきっかけとなりました。この震災をふまえ、県では新エネルギー等の導入の加速化などに取り組んでいます。

◎新エネルギー等の導入加速化

電力需給の逼迫を受け、従来の一極集中依存型から、分散自立型のエネルギーシステムへの転換が求められるようになりました。本県は日照環境に恵まれていることから、新エネルギー等の中でも太陽光発電の導入を重点施策と位置付け、住宅用太陽光発電設備導入に対する助成制度を創設したほか、県有施設への率先導入を進めています。



県有施設への率先導入（環境衛生科学研究所）

◎災害廃棄物の広域処理支援

被災地の復興支援の一つとして、県では、県内市町と協力して岩手県の山田町と大槌町の災害廃棄物の処理について支援を始めました。災害廃棄物の受入れに当たっては、被災地の仮置場に保管されているときから静岡県内の施設で処理するまでの幾つかの段階で放射線量を測り、かつ測定結果を公表し、県民の皆さんの御理解をお願いしています。



災害廃棄物の搬出

